

※ あくまで生涯活躍のまち形成事業計画の構成の一例であるが法令上盛り込むこととされている事項以外についても、生涯活躍のまち形成事業計画として、少なくとも以下に示す内容を含んでいることが望ましい。

## 生涯活躍のまち形成事業計画（例）

※ タイトルは自由だが、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）に基づく「生涯活躍のまち形成事業計画」であることが分かるよう、少なくとも副題等で明記することが望ましい。

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市区町村

# 目 次

## 第 1 章 計画の基本理念

1. 計画の趣旨・位置づけ
2. 区域の設定
3. 関連計画等と本計画との関係
4. 計画策定の手続き
5. 根拠法令

## 第 2 章 計画対象地域における現状・課題

1. 現状
2. 課題

## 第 3 章 計画対象地域における事業・取組

1. 全体概要
2. 事業実施地域の全体イメージ
3. 個別の事業・取組内容

## 第 4 章 計画に基づく特例

1. 委託募集の特例
2. 有料老人ホームの届出の特例
3. 居宅サービス事業等に係る指定の特例
4. 旅館業の許可の特例
5. サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例

## 第 5 章 計画の成果目標の設定

## 参考資料

(参考) 生涯活躍のまち形成事業計画作成の際の留意点

○ 「生涯活躍のまち」構想の具体像

(日本版 CCRC 構想有識者会議「『生涯活躍のまち』構想(最終報告)」(平成 27 年 12 月 11 日)概要(抜粋))

	◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」	◎地域の特性や強みを活かす = 「選択項目」
入居者	<b>I.入居者</b> ①入居希望の意思確認 → 構想の基本理念を理解し、入居意思が明確な者とする必要がある。意思確認のための丁寧なプロセス(事前相談・意見聴取、お試し居住など)を用意 ②入居者の健康状態 → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない ③入居者の年齢 → 早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とした幅広い年齢構成とすることが望ましい	<b>I.入居者</b> ①入居者の住み替え形態 → 「広域移住型」⇔「近隣転居型」 ②入居者の所得等 → 一般的な退職者を基本としつつ、富裕層も想定 ③入居者の属性 → リターン・趣味嗜好等の「個人のニーズ」や、地域の求める専門知識・技術等の「地域のニーズ」に着目し、地域の実情に応じて募集。その際、入居者の属性に応じた支援が重要
立地・居住環境	<b>II.立地・居住環境</b> ①地域社会(多世代)交流・協働 → 高齢者が地域社会に溶け込み、多世代と交流・協働できる環境を整備 ②自立した生活ができる居住空間 → 共同生活と個人生活のバランスに配慮し、安心して自立した生活が送れる居住環境を提供 ③生活全般のコーディネート(運営推進機能) → 「地域交流拠点」を整備し、入居者の生活全般を支えるコーディネーターを配置	<b>II.立地・居住環境</b> ①どこに立地するか → 「まちなか型」⇔「田園地域型」 ②地域的広がりをするか → 「タウン型」⇔「エリア型」 ③地域資源をどう活用するか → 既存施設や空き家の活用、団地再生など多様なケースが想定 ④「地域包括ケア」との連携 → 既存の福祉拠点の活用や介護保険制度の「生活支援コーディネーター」との兼任等により、高齢者が社会参加しながらサービス利用できる地域づくりが可能
サービスの提供	<b>III.サービスの提供</b> ①移住希望者への支援 → マッチングやお試し居住などの支援 ②「健康でアクティブな生活」を支援するプログラムの提供 → 個人のスキル活用やポテンシャル開拓の視点を踏まえた「目標志向型」の「生涯活躍プラン」の策定・「支援プログラム」の実施 ③「継続的なケア」の提供 → 人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる体制を地域の医療機関等と連携して確保	<b>III.サービスの提供</b> ①住み替えサービス → 高齢者の現在の持ち家等を若年層などに売ったり貸したりできるような支援 ②就労・社会参加支援サービス等 → 地域の特性や個人のニーズに応じ、就労・社会参加・生涯学習など多様なプログラム
事業運営	<b>IV.事業運営</b> ①入居者の事業への参画 ②事業運営やケア関係情報の公開	<b>IV.事業運営</b> ①多様な事業主体の参画 ②事業主体に応じた経営面の工夫や初期費用・維持費用の抑制 ③コミュニティの人口構成維持

→ 「生涯活躍のまち」構想の具体像は、上図のとおり。これに留意しつつ「生涯活躍のまち」づくりを推進することが考えられる。

## 第1章 基本理念

### 1. 計画の趣旨・位置づけ

ここでは、計画の基本コンセプト等を記載。「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成により目指していくまちの基本理念、地域再生計画と生涯活躍のまち形成事業計画との関係性や、計画の作成にあたり地域再生協議会における協議などの関係者との調整を行う旨についても、ここで記載することが考えられる。

### 2. 区域の設定

ここでは、計画の対象となる区域を記載。法第17条の24第3項により、生涯活躍のまち形成地域（計画の対象となる地域）の区域を明記する必要がある。

### 3. 関連計画等（高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画等）との関係

ここでは、生涯活躍のまち形成事業計画と関連計画との調和が保たれている旨を記載。各計画の関係者との連携を図る旨についても記載することが考えられる。

（例）地方創生施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても可能な限り整合を図りながら、本計画を策定する。また、本計画の推進に当たっては、〇〇計画、〇〇計画等との連携を十分に考慮する。

### 4. 地域再生協議会

ここでは、計画を作成する際に協議する協議会について記載。地域再生協議会の構成員、協議実績（協議の際に出た主な意見、協議会の開催実績など）を記載することが考えられる。

### 5. 根拠法令

ここでは、計画作成の根拠法令を記載。

（例）法第17条の24第1項に基づき、〇〇市生涯活躍のまち形成事業計画を作成する。

## 第2章 計画対象地域における現状・課題

### 1. 現状

ここでは、認定を受けた地域再生計画「4-1」及び「5-2」に記載した地域の現状を参考にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

### 2. 課題

ここでは、認定を受けた地域再生計画「4-2」及び「5-2」に記載した地域の課題を参考にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

### 第3章 計画対象地域における事業・取組

法第17条の24第3項では、生涯活躍のまち形成事業計画におおむね記載するものとする事項が規定されているため、以下で示す本章の記載を参考にすること。

【参考】地域再生法（抜粋）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

二 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。））その他の高齢者に適した住宅をいう。以下この号において同じ。）及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（居宅サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス（同条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。）、介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型介護予防サービス（同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）、第一号事業（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。））その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項

## 1. 全体概要

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」に記載した計画対象地域における事業・取組をまとめた内容を参考にして記載。当該自治体の生涯活躍のまちの特徴、アピールすべきポイントなどを記載することが考えられる。

## 2. 事業実施地域の全体イメージ

ここでは、計画対象地域の都道府県内での位置が分かる内容とともに、「3. 個別の事業・取組内容」で記載するそれぞれの取組をどの地域で実施する予定であるのか分かるように記載。写真や図などを用いることも考えられる。

## 3. 個別の事業・取組内容

- (1)中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の24第3項第1号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を参考にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

①中高年齢者の就業の推進に関する事項

②地域における生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

③その他の中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する事項

ここでは、上記①～③それぞれについて、事業の概要や目的、事業の実施主体の名称や所在地、事業実施の期間などを記載することが考えられる。

- (2) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の24第3項第2号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を参考にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

- ①サービス付き高齢者向け住宅に関する事項

- ②有料老人ホームに関する事項

ここでは、上記①、②それぞれについて、事業の実施主体の名称や所在地、事業実施の期間、事業の規模、などを記載することが考えられる。

- (3) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の24第3項第3号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を参考にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

- ①居住サービス事業に関する事項

- ②地域密着型サービス事業に関する事項

- ③介護予防サービス事業に関する事項

- ④地域密着型介護予防サービス事業に関する事項

- ⑤介護予防・生活支援サービス事業に関する事項

ここでは、上記①～⑤それぞれについて、サービスの概要や目的、事業の実施主体や所在地、事業実施の期間などを記載することが考えられる。



- (4) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の24第3項第4号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を参考にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

○一時滞在事業に関する事項

ここでは、サービスの概要や目的、事業の実施主体や所在地、事業実施の期間などを記載することが考えられる。

- (5) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第17条の24第3項第5号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を参考にして記載。事業運営主体や想定している関係団体との調整方法、頻度等を記載することが考えられる。

## 第4章 計画に基づく特例

以下の「1. 委託募集の特例」、「2. 有料老人ホームの届出の特例」、「3. 居宅サービス事業等に係る指定の特例」又は「4. 旅館業の許可の特例」を活用する場合は、以下に示すそれぞれの記載の（2）に係る内容を必ず記載する必要がある。以下の記載様式はあくまで参考例。

なお、作成に当たっては、『生涯活躍のまち』構想に関する手引き（第3版・改訂版）」の「第6章3. II生涯活躍のまち形成事業計画の作成について」も参照すること。

### 1. 委託募集の特例（法第17条の28）

#### （1）特例を活用する事業の概要

#### （2）法第17条の28第2項の規定により労働者の募集に従事しようとする事業協同組合等に関する事項

法第17条の28に係る「委託募集の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載されたい。

また「労働者の募集に従事しようとするものに関する事項」として、以下の事項を本計画の別紙として記載されたい。以下の内容が分かる書類を添付する方法も考えられる。

- ・事業協同組合等の名称、所在地、代表者氏名
- ・事業協同組合等の概要（設立年月日、構成員数（そのうちの中小事業主数）、事業協同組合等の常用の労働者数、役員数）
- ・構成員である中小事業主に対する人材確保に関する相談及び援助を行う者の氏名、役職名、連絡先
- ・構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行う募集従事者氏名、役職名
- ・構成員である中小事業主の委託を受けて行う労働者の募集の内容（賃金、労働時間及び休日、その他の募集内容）

なお、本特例を活用するに際して必要とされている法第17条の28第2項に基づく厚生労働大臣への届出等の関係書類は「生涯活躍のまち形成事業計画作成に当たっての通知書例（P1～P4）」を参照。

## 2. 有料老人ホームの届出の特例（法第 17 条の 32）

### （1）特例を活用する事業の概要

### （2）法第 17 条の 32 第 1 項の規定に係る実施主体に関する事項

法第 17 条の 32 に係る「有料老人ホームの届出の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載されたい。

また、以下の事項について本計画の別紙として必ず記載する必要がある。以下の内容が分かる書類を添付する方法も考えられる。

- ・実施主体の氏名（法人の場合はその名称及び事務所の所在地）
- ・有料老人ホームの施設名、設置予定地、事業開始の予定年月日
- ・有料老人ホームの管理者の氏名
- ・有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

なお、本特例を活用するに際して必要とされている厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）第 4 条第 2 項に基づく、添付書類については、「生涯活躍のまち形成事業計画作成に当たっての通知書例（P 5）」を参照。

## 3. 居宅サービス事業等に係る指定の特例（法第 17 条の 33）

### （1）特例を活用する事業の概要

### （2）法第 17 条の 33 第 1 項の規定に係る実施主体に関する事項

法第 17 条の 33 に係る「居宅サービス事業等に係る指定の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載されたい。

また、以下の事項について本計画の別紙として必ず記載する必要がある。以下の内容が分かる書類を添付する方法も考えられる。

- ・実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、職名
- ・事業所の名称、所在地（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）
- ・居宅サービスの種類
- ・事業の開始の予定年月日

なお、本特例を活用するに際して必要とされている厚生労働省関係地域再生法施行規則第 13 条又は第 17 条に基づく添付書類については、「生涯活躍のまち形成事業計画作成に当たっての通知書例（P 6、7）」を参照。

#### 4. 旅館業の許可の特例（法第 17 条の 34）

##### （1）特例を活用する事業の概要

##### （2）法第 17 条の 34 の規定に係る実施主体に関する事項

法第 17 条の 34 に係る「旅館業の許可の特例」を活用する場合は、以下の事項について本計画の別紙として必ず記載する必要がある。以下の内容が分かる書類を添付する方法も考えられる。

- ・実施主体の氏名（法人である場合、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名）
- ・宿泊の用に供する施設の名称、所在地
- ・営業の種別

なお、本特例を活用するに際して必要とされている厚生労働省関係地域再生法施行規則第 20 条に基づく添付書類については、「生涯活躍のまち形成事業計画作成に当たっての通知書例（P 8）」を参照。

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条）

○ 生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件

サービス付き高齢者向け住宅への入居が望ましいと認められる者の要件を具体的に記載。

なお、要件の設定にあたっては、平成28年厚生労働省・国土交通省告示第1号に定める基準に従うこと。

【参考】国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（平成28年国土交通省・厚生労働省告示第1号）（抄）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十七第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画（以下単に「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）において、当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域（以下単に「生涯活躍のまち形成地域」という。）の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めるに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

一 当該生涯活躍のまち形成地域の区域及びその周辺に居住する六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者（以下「六十歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、当該認定市町村の区域内の六十歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行わなければならない。

二 サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定する状況把握サービス及び同項に規定する生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることから、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めるものとし、例えば、健康な若年齢者等、サービス付き高齢者向け住宅を明らかに必要としない者の入居を許容する要件の設定を行ってはならない。

## 第5章 計画の成果目標の設定

### 1. 目標の設定

#### (1) 目標

ここでは、認定を受けた地域再生計画「4-3」に記載した目標を参考にして記載。

#### (2) 目標の達成状況の点検・評価方法

ここでは、認定を受けた地域再生計画「7-1」に記載した目標の達成状況に係る評価の手法を参考にして記載。目標の達成状況の点検・評価体制、点検・評価の主体、方法、頻度など目標の達成状況に係る評価の公表の手法などを記載することも考えられる。

### 2. スケジュールについて

ここでは、本計画に記載した事業・取組について、計画実施期間のスケジュールを記載。図表で記載することも考えられる。